平成 2 1 年(行 2) 第 2 6 1 号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件 控 訴 人 斎田友雄 外 1 7 名 被控訴人 群馬県知事 外 1 名

証 拠 説 明 書 (甲B第114~126号証)

平成23年3月11日

東京高等裁判所 第11部民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 福 田 寿 男

号 証	標目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作成者				
	東京新聞平成21年11月2 7日付朝刊1. 28. 29面	写	H21.11.27	東京新聞社				
	立 証 趣 旨							
甲B第114 号証の1~3	大」、「『八ッ場』前提崩 ハて、「堤防改修工事の 行っている事実を証す した上で、八斗島地点 ないと報じているものであ							
号 証		(原本・写 しの別)	作成年月日	作 成 者				
	東京新聞平成22年1月12 日付朝刊24面	写	H22.1.12	東京新聞社				
	立 証 趣 旨							
同第115号 証	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「利根川・最大流量算出法に疑問」ー「『八ッ場』揺らぐ根拠」、「保水力54流域とも同一値」、「前提の堤防工事『仮設定』」との見出しの下で、八ッ場ダム建設の基礎となっている利根川の基本高水のピーク流量の計算手法に対して強い疑問を投げかける報道を行った事実を証する。そして、併せて、同紙の取材に対して、関東地方整備局の河川計画課は、上域での河川改修は、「『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したもの」と回答したということであり、同紙は、「八斗島上流域の氾濫防止のための堤防嵩上げ改修工事については、現実の計画ではなく、計算のための仮設定であることも判明した」と報じている。これにより、利根川の基本高水のピーク流量毎秒2万000㎡の前提となっている上流の改修計画は不存在であることを証する。							

号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年月	月	作 成 者		
	行政文書開示請求書	写	H21.11.27		嶋津暉之		
		<u> </u>	証 趣 旨				
同第116号 証の1	本訴訟の原告団である嶋津暉之氏が、以下の行政文書の開示請求を行った事実を証する。即ち、「平成20年1月10日付けで関東地方整備局から、さいたま地方裁判所へ提出された「調査嘱託書について(回答)」(別紙のとおり)の「河道横断位置模式図」における13地点「C1、E1等」の河道横断位置の場所を示した地図および、その13地点の河道横断測量結果」。要するに、関東地方整備局が、八斗島地点毎秒2万2000㎡の流出計算を行うに当たって、その前提となっている13億河道断面の場所を特定する資料、及び当該場所の河道断面図の資料開示を求めたものである。						
号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年月	日	作 成 者		
	さいたま地裁の調査嘱託に 対して関東地整から提出さ れた回答の標題部と「別 紙」2頁	写	H20.1.10		国土交通省関東地方 整備局		
同第116号 証の2	立 証 趣 旨						
	上記、甲B第116号証の1の行政文書開示請求書によって行った情報公開請求 おいて、利根川上流域での13地点の河道断面の位置を特定するため、関東地 整備局の回答文書の一部抜粋を、開示請求書に添付したものである。						
号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年月	日	作 成 者		
	行政文書開示決定通知書	写	H22.1.28		国土交通省関東地方 整備局		
同第117号		<u>1</u>	証 趣 旨				
証の1	上記、甲B第116号証の行政して、関東地方整備局が文章 別紙(甲B第117号証の2)。	書の開示	を行った事実を	証す	る。その開示は、添付の		

号 証	標目	(原本・写 しの別)	作成年	月日	作 成 者	
	「行政文書開示決定通知 書」の別紙	写	前同		国土交通書関東地方 整備局	
		<u> </u>	証 趣	丘 目		
同第117号 証の2	関東地方整備局は、嶋津が所、吾妻川の1箇所、鏑川のについては、それらの場所の該箇所の各図面を開示してを証する。開示をしてこなか井野川(「Q1」)である。関東本高水流量を算定しているのでいない事実を証する。	01箇所、 0利根川? きたが、3 った3箇戸 「地方整備	鳥川の2箇戸 可口や、各合 箇所につい 所は、鳥川上 請局は、上記	f、神流川 c流点から ては、開 c流部(「L cの3箇所	の1箇所の合計10箇所 5の距離を示し、また当 示をしてこなかった事実 1])、碓氷川(「M1」、 を含めて、利根川の基	
号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年	月日	作成者	
	公文書不存在決定通知書	写	H22.2.3		群馬県	
		<u> </u>	証 趣	旦日		
同第118号 証	場準暉之氏は、関東地方整備局からの上記の10地点の位置等の情報開示を受いて、そのうち群馬県の河川管理区間となっている7箇所について、即ち、利根川本川5箇所、吾妻川1箇所、鏑川1箇所について、「計画断面図」の開示請求を行ったが、群馬県は、「当該箇所にて河川改修計画がないため、計画断面図を作成していない」として、文書不存在の決定通知をなしてきた事実を証する。これに併せて、国交省が計画している毎秒2万2000㎡計画のための上流の改修計画は、全存在しないことを証する。					
号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年	月日	作 成 者	
	「関東地方整備局からの茨 城県知事宛の回答」の抜粋 (標題部と11頁)	写	H20.9.1		国土交通省関東地方 整備局	
同第119号 証		立	証 趣	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
	上記の標題の文書は、関東 ろ、その中に、利根川の基本 いる「貯留関数法」について 域内に降った雨がその流域 えて、流出量を推計する手法 り、貯留関数法の概要を証っ	高水のとの解説がいます。に貯留さままである。	ピーク流量を なされている れ、その貯留	算出する る。貯留園 冒量に応じ	に当たって使用されて 関数法の考え方は、「流 ごて流出量が決まると考	

号 証	標	目	(原本・写しの別)	作成	年 月	日	作 成 者	
	藤枝基久「水》 の指標」(社) カ 会発行月刊「L 号所収)	大日本山林	写	月刊「山 08年12		刊日	(独)森林総合研究所 藤枝基久	
同第120号	立 証 趣 旨							
証	藤枝基久氏は、独立行政法人・森林総合研究所所属の研究員であるが、上記の論考は、同じく同氏が執筆した、甲B第121号証の論考の要約版であり、平易な解説ともいうべき作品である。立証趣旨は重なるので、次の号証で述べるところでこれを兼ねるものである。							
号 証	標	目	(原本・写しの別)	作成	年 月	日	作 成 者	
	藤枝基久「森村水容量と流域」 ((独)森林総育 究報告第403	貯留量」 予研究所 研	写	研究報 07年6		日	(独)森林総合研究所 藤枝基久	
			立	正	<u> </u>	1		
同第121号 証	藤枝基久氏の、上記標目の論文は、森林総合研究所の定期刊行物である「研究報告403号」に搭載されている論文である。この論旨はこれまでの国内調査等の							

号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者				
	東京新聞平成22年1月16 日付朝刊3. 26. 27面	写	H22.1.16	東京新聞社				
	立 証 趣 旨							
同第122号 証の1〜3	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「森林貯水力、過少に試算」(3面)、「飽和雨量を過少設定」「森林なのに水田以下扱い」(26面)、「最大流量4割減も」(2面)などの見出しの下に、拓殖大学の関良基氏は、「普通の森林土壌は130ミリ程度の雨水を貯めることができる。八斗島上流域は、緑豊かな地域、森林をすべて代採しない限り、飽和雨量が48mmということはあり得ない。」などの見解を示したとの事実を報道したこと。また、長野県の河川計画においても、浅川の事例を除くと、他の有力河川での飽和雨量は90~110mmに設定されていることなどの事実を報道し、ダム建設計画が絡むと、ダムを造るために数字操作が行われる疑いがある、との報道を行った事実を証する。							
号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者				
	東京新聞平成22年3月7 日付朝刊月7日付朝刊2 6. 27面 写 H22.3.7 東京新聞社							
		立	証 趣 旨					
同第123号 証の1.2	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「一次流出率、飽和雨量 数値に疑問」「保水力は裸地以下?」(26面)、「実測値から再計算を」(27面)との見出しの下に、鈴木雅一氏への取材を行い、同氏は、その取材において、2月8日の第4回「有識者会議」で見解表明したところにしたがって、利根川の最大流量の算出に使われた一次流出率が大きすぎ、飽和雨量は小さすぎるのではないかとの説明がなされた事実を報じていること。そして、森林総合研究所の藤枝基久氏も、「利根川上流部は実測データに基づき、飽和雨量は少なく見積もっても100ミリで再計算することが望ましい」との見解を表明している事実を証する。さらに、同紙は、3月1日の衆議院予算委員会で、前原大臣が、最大流量に関連し、「前提条件すべてを見直していくことを、有識者会議の中で議論していただいている」との見解を表明していることを報じた事実を証する。							

号 証	標目	(原本・写しの別)	作成年月	日 作成者				
	配付資料「委員からの意見」	写	H22.3.8	東京大学大学院教授鈴木雅一				
	立 証 趣 旨							
同第124号 証	鈴木雅一氏は、現在、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の地位にあるが、これまで、森林土壌や森林植生の持つ保水機能や洪水調節機能等についての論文多数を著してきた研究者である。その鈴木氏は、国土交通大臣の下に設置された「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の委員を務めているが、同氏は、その「第4回有識者会議」において、国内においては、かってのハゲ山などの荒廃山地は、1970年代にそのほとんどが植生を回復させており(8頁)、こうした森林の回復等により、人身災害や土砂災害は明確に減少傾向にあるとの見解を記述(3頁)していること。また、「治水計画を過大にする要素」(6頁)についても言及し、「『個別ダムの検証の基準』について」と題する部分において、「治水計画を過大にする要素が含まれる基本計画等の再検討」という課題も取り上げ、その具体事例として利根川の基本高水流量を取り上げている。そして、最終頁(20頁)において、利根川の一次流出率、飽和雨量は鈴木が知るハゲ山の裸地斜面の流出より大きい出水をもたらす。・この定数表を他の降雨事例の出水予測に用いることは、困難であるとするのが妥当と考える。・新聞報道のとおりとすると、計画降雨に対して過大な流量を設定している可能性。などと指摘している。以上の事実を証するものである。なお、提出の「委員からの意見」と題する文書には、頁数が記入されていなかったので、控訴人代理人において、便宜、頁数を書き込んだ。このことをお断りする。							
号 証	標目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作成者				
	国土交通省告示	写	平成16年	国土交通省				
	立 証 趣 旨							
同第125号 証	鈴木雅一氏が、東京新聞のている土地利用形態ごとので 「経験上、感覚的に合う数字示である。その告示は、「流と 態ごとの流出係数を定めるを原野は0.2」などとされている。	流出係数 だ」と指指 出雨水量 告示」であ	(定数)と比べても 適したとされる(甲I の最大値を算定す り、その別表に「↓	大きい」。この告示の値は 3第123号証の1)、その告 る際に用いる土地利用形				

号 証	標	目	(原本・写しの別)	作成	年月日	作 成 者
	加藤英郎「脱」のダム』整備〜ム」(築地書館	、」(「緑のダ	写	「緑のダ 04年12」	`ム」発刊日 月	加藤英郎
			立	正 趄		
同第126号 証	2年)から進め ト」事業のとりき 森林の事業を保めたいとう かどうかでまる。 かどうかでまる。 かどうかでまた流量 に、この手法に	られた、薄川の ととめ役であった 能果にてピーク がルととでがいたところ の40%減、60 にならって利根	の大仏ダン た。上記ら しな報告を はない は しな報告を はない は に と は に と と と に と に と に と に と に と に と	は計画が は大いすい は大いすい ではまいた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	検証を行う「意となった」というでは、「出きないでは、「という」では、「いるをはないでは、している。」という。をという。といった。」というでは、よったというでは、よったない。」というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	事の下で、00年(平成1 森林(もり)と水プロジェク 司プロジェクト事業では、 行ったとされるところ、そ プロジェクトにおいては、 実測データを使ってモデ める、③先行降雨がある 数値を決定する慣行を改 は、従前の手法で決めら との事実を証すると共 算定をお粉ならば、同 正するものである。